作成日　2026/10/26
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	六角軸スパイラルステップドリル TiNコート
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183　リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	穴あけおよび鋼材の切断
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。
整理番号	M261028

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

健康有害性	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2A 呼吸器感作性 区分1A 皮膚感作性 区分1A 生殖毒性 区分1B 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ H319 強い眼刺激 H334 吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
注意書き	
安全対策	使用前に全ての安全説明書を入手し、読み、従うこと。(P203) 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261) 取扱後は手をよく洗うこと。眼を触らないこと。(P264+P265) 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面／聴覚保護具を着用すること。(P280) 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。(P284)
応急措置	皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352) 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

ばく露又はその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。(P318)

特別な処置が必要である。(P321)

皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医療処置を受けること。(P333+P317)

眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること。(P337+P317)

呼吸に関する症状が出た場合：すぐに救急の医療処置を受けること。(P342+P316)

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)

保管　施錠して保管すること。(P405)

廃棄　内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
炭素	0.87%	C	不明	不明	7440-44-0
ケイ素	0.31%	Si	不明	不明	7440-21-3
マンガン	0.30%	Mn	不明	不明	7439-96-5
赤リン	0.023%	P	不明	不明	7723-14-0
硫　黄	0.006%	S	不明	不明	7704-34-9
クロム	3.97%	Cr	不明	不明	7440-47-3
モリブデン	4.78%	Mo	不明	不明	7439-98-7
タングステン	5.78%	W	不明	不明	7440-33-7
バナジウム	1.82%	V	不明	不明	7440-62-2
ニッケル	0.11%	Ni	不明	不明	7440-02-0
銅	0.06%	Cu	不明	不明	7440-50-8
鉄粉	81.971%	Fe	不明	不明	7439-89-6

4. 応急措置

吸入した場合　吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合　皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。

		汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
		皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
		ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
		特別な処置が必要である。
眼に入った場合		眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
		眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
		ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
飲み込んだ場合		口をすすぐこと。
		飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
		ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
	粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。
使ってはならない消火剤	情報なし
火災時の特有の危険有害性	燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
特有の消火方法	消火作業は、風上から行う。
	周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
	火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
	関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	呼吸用保護具を着用すること。
	消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスクなど）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	呼吸用保護具を着用すること。
	多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
	必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項	漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏出したものを掃き集めて紙袋またはドラムなどに回収する。
二次災害の防止策	付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
		蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
		取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
	安全取扱注意事項	取扱い後はよく手を洗うこと。
		呼吸用保護具を着用すること。

		保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管	安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
炭素	未設定	【粉塵許容濃度】(第1種粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m3 総粉塵 2mg/m3	未設定
ケイ素	未設定	未設定	未設定
マンガン	0.05mg/m3(Mnとして)	総粉塵0.1mg/m3 吸入性粉塵0.02mg/m3(Mnとして、有機マンガン化合物を除く)	設定あり
赤リン	未設定	0.1mg/m3	未設定
硫　黄	未設定	未設定	未設定
クロム	未設定	0.5mg/m3(Crとして)	設定あり
モリブデン	未設定	未設定	設定あり
タングステン	未設定	未設定	設定あり
バナジウム	未設定	未設定	未設定
ニッケル	未設定	1mg/m3	設定あり
銅	未設定	未設定	設定あり
鉄粉	未設定	未設定	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
炭素	未設定	未設定
ケイ素	未設定	未設定
マンガン	未設定	未設定
赤リン	未設定	未設定
硫　黄	未設定	未設定
クロム	0.5mg/m3	−
モリブデン	未設定	未設定
タングステン	未設定	未設定
バナジウム	未設定	未設定
ニッケル	1mg/m3	−
銅	未設定	未設定
鉄粉	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先：https://www.acgih.org/

設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。

		状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。
		状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態		固体
形状		固体
色		黄金色
臭い		無臭
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲		データなし
可燃性		不燃性
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	下限	非爆発性
	上限	非爆発性
引火点		データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		水に不溶
n-オクタノール／水分配係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
その他のデータ		酸化性: 当該物質は酸化性物質には該当しない

10. 安定性及び反応性

反応性	推奨保管条件下では安定している。
化学的安定性	この製品は化学的に安定している。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	強力な酸化剤。
危険有害な分解生成物	通常の条件下で使用の際は生成しない。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が3415.3929627mg/kgのため区分5とした。
		JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が2500mg/kgのため区分5とした。
		JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	（気体）
		GHS定義による気体ではない。
		（蒸気）

	データ不足のため分類できない。 （粉じん・ミスト） 急性毒性推定値が7.3038073mg/lのため区分5とした。
	JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。
	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚腐食性／皮膚刺激性	10×(区分1+1A+1B+1C)+区分2の成分合計が4.78%のため、区分3とした。
	JIS Z 7252に採用されていないため区分3から区分に該当しないに変更。
	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	眼区分2B+眼区分2の成分合計が14.84%のため、区分2Aとした。
呼吸器感作性	区分1Aの成分が3.97%のため、区分1Aとした。 ※区分1は0.11%含まれる。
皮膚感作性	区分1Aの成分が3.97%のため、区分1Aとした。 ※区分1は0.11%含まれる。
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。
発がん性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 ※区分2は0.11%含まれる。
生殖毒性	（生殖毒性） 区分1Bの成分が0.3%のため、区分1Bとした。 （生殖毒性・授乳影響） データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
	毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
	毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性　短期（急性）	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が3%のため、区分に該当しないとした。
	毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
水生環境有害性　長期（慢性）	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が3%のため、区分に該当しないとした。
	毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生物蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装		容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制	海上規制情報	非該当
	Marine Pollutant	Not applicable
	Transport in Bulk According to IMO Instruments	Not applicable
	航空規制情報	非該当
国内規制	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	非該当
	海洋汚染物質	非該当
	IMOによるばら積み輸送される物質	非該当
	航空規制情報	非該当
緊急時応急措置指針番号		なし

15. 適用法令

労働安全衛生法

作業環境評価基準（法第65条の2第1項）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第3号別表第9）

クロム及びその化合物
タングステン及びその水溶性化合物
マンガン及びその無機化合物
モリブデン及びその化合物

危険物・発火性の物（施行令別表第1第2号）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号、第3号別表第9）

クロム及びその化合物（令別表第9の番号：11）（5%未満）（営業秘密）

タングステン及びその水溶性化合物（令別表第9の番号：18）（1%-10%）（営業秘密）

ニッケル及びその化合物（令別表第9の番号：24）（5%未満）（営業秘密）

マンガン及びその無機化合物（令別表第9の番号：30）（0.3%）

モリブデン及びその化合物（令別表第9の番号：31）（5%未満）（営業秘密）

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和7年11月18日告示第301号・第1号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧）

金属クロム

労働安全衛生法（表示・通知対象物質、がん原性物質、皮膚等障害化学物質等）（令和9年施行分）	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第3号別表第9） クロム及びその化合物 タングステン及びその水溶性化合物 マンガン及びその無機化合物 モリブデン及びその化合物 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号、第3号別表第9） クロム及びその化合物（令別表第9の番号：11）（5%未満）（営業秘密） タングステン及びその水溶性化合物（令別表第9の番号：18）（1%-10%）（営業秘密） ニッケル及びその化合物（令別表第9の番号：24）（5%未満）（営業秘密） マンガン及びその無機化合物（令別表第9の番号：30）（0.3%） モリブデン及びその化合物（令別表第9の番号：31）（5%未満）（営業秘密） 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和7年11月18日告示第301号・第1号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧）
労働安全衛生法（表示・通知対象物質、がん原性物質）（令和10年施行分）	金属クロム 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第3号別表第9） クロム及びその化合物 タングステン及びその水溶性化合物 マンガン及びその無機化合物 モリブデン及びその化合物 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号、第3号別表第9） クロム及びその化合物（令別表第9の番号：11）（5%未満）（営業秘密） タングステン及びその水溶性化合物（令別表第9の番号：18）（1%-10%）（営業秘密） ニッケル及びその化合物（令別表第9の番号：24）（5%未満）（営業秘密） マンガン及びその無機化合物（令別表第9の番号：30）（0.3%） モリブデン及びその化合物（令別表第9の番号：31）（5%未満）（営業秘密）
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1） クロム及び三価クロム化合物（クロムとして）（管理番号：87）（4.0%） モリブデン及びその化合物（モリブデンとして）（管理番号：453）（4.8%）
消防法	非危険物

水質汚濁防止法	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3） 生活環境汚染項目（法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2）
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申） 有害大気汚染物質、優先取組物質（中央環境審議会第9次答申）
海洋汚染防止法	有害液体物質（X類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の1項 輸出貿易管理令別表第1の2項 輸出貿易管理令別表第1の7項 輸出許可貨物・補完品目（キャッチオール規制）（法第48条第1項、輸出令第1条別表第1の16の項（2））
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
水道法	有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）
下水道法	水質基準物質（法第12条の2第2項、施行令第9条の4）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1） がん原性化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号）

16. その他の情報

連絡先	項目1に記載
参考文献	製造元メーカー提供資料□ NITE GHS分類結果一覧□ JIS Z 7252　GHSに基づく化学物質等の分類方法□ JIS Z 7253　GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)□ 経済産業省　事業者向けGHS分類ガイダンス□ 化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS作成システム「ChemValue.AUTHOR」により作成
その他	記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。 また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。